

施設・研修等分科会

第 19 回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

第 19 回 施 設 ・ 研 修 等 分 科 会
議 事 次 第

日 時：平成 20 年 5 月 16 日（金）16:00 ～16:30

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1 . 開 会

2 . 議 事

○一般庁舎の管理・運營業務への官民競争入札等導入の検討

3 . 閉 会

<出席者>

（委員）

小幡主査、内山専門委員、岡本専門委員

（事務局）

中藤事務局長、櫻井参事官

○小幡主査 それでは、ただいまから「第 19 回施設・研修等分科会」を開催いたします。

本日の議題は「一般庁舎の管理・運営業務への官民競争入札等導入の検討」です。

それでは、まず、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料「一般庁舎の管理・運営業務への官民競争入札等導入の検討」に基づいて御説明をさせていただきます。

まず、前回、3 月 28 日の施設・研修等分科会でも一度御報告をさせていただきましたが、一般庁舎の管理・運営業務への官民競争入札等の導入について検討することになっておりまして、1. に基本方針の記載がございます。

今年の 5 月末までに検討を行って結論を得ることが書いてあるわけでございます。こちらの記載に基づきまして、3 月から 4 月にかけて、2. のとおり、各省庁に対して一般庁舎への官民競争入札等導入の検討を要請していたところでございます。

検討対象といたしましては、特に 23 区内の一般庁舎について、事業規模、地域性等を踏まえ民間事業者の参入可能性等を勘案した検討を要請したところでございます。こちらを必須の検討の対象といたしましたが、23 区外の庁舎についても提案いただけるということであれば、積極的にお願いしますと、こういうことをお願いさせていただいたわけでございます。

去年も同様の検討を要請しており、分科会においても御議論いただいたところでございますので、去年の経緯や、その後、施設の管理・運営業務について、市場化テストの対象が、研修教育施設を中心でございますが、20 件程度出てきていると、こういうところを踏まえた検討をお願いさせていただいていたところでございます。

3. が各府省の回答状況で、府省名だけ列挙させていただきました。

具体的に説明申し上げますと、(1)の官民競争入札等導入の提案のあった府省として、まず、内閣府ですが、既に永田町合同庁舎について官民競争入札を導入することを決めていただいております。今、まさに実施要項案の策定をいただいているところでございますが、他にも一般庁舎として、本府庁舎別館というところがありますけれども、ここは若干秘匿性の高い部局が入っているというところは留意点としてあるのですが、今後行う永田町合同庁舎及び他の省庁の入札結果を検証して、ノウハウを蓄積した上で検討を行っていきたいということで、直ちにやるということではないのですが、引き続き検討するということをおっしゃっています。

次に、外務省でございます。こちらも同じようなことでございますが、やはり本省なので、規模も大きいですし、危機管理というところは当然留意するところとしてはあるというふうにおっしゃっております。外務省研修所の検証結果を勘案しつつ、引き続き検討を行ってきたいということで、引き続き前向きに検討するとおっしゃっていただいているということでございます。

次に、財務省でございます。こちらは、全てできるというふうにおっしゃっているわけではなく、本省の施設が 2 つありますが、それについては要人警護等の問題があり、難し

いところがあるというふうにおっしゃっているわけですが、逆にその他の庁舎、財務局、税関、国税とございますが、こちらについては、基本的にはすべて民間競争入札実施可能というふうにおっしゃっているところでございます。

事業規模としては、合同庁舎、例えば、東京港湾合同庁舎、大手町合同庁舎、こういうところはそれ相応の規模があるところでございます。他方で、税務署などでは若干規模の小さいところもあるので、今後、提案のあったすべての施設を民間競争入札の対象とするかどうかという話があるのですが、現段階では、ここは基本的には民間競争入札実施可能ということをおっしゃっているということでございます。

続いて、文科省です。小さい庁舎1件ですが、こちらについては民間競争入札をやってもいいということをおっしゃっています。

続きまして、厚労省ですが、後ほど御説明させていただきますが、こちらも本省については難しいという回答があるのですが、上石神井庁舎など2件については今後検討を行うということをおっしゃっています。

最後は経産省でございます。こちらは、本省、特許庁とございますが、現在、中身の見直し、仕様の変更といえますか、福利厚生施設の集約化などといったことをやっている最中ということで、直ちには難しいということでございますが、みなし公務員規定や機密保持義務といった公共サービス改革法のメリットも踏まえ、民間競争入札導入の可能性について検討の余地があるとおっしゃっているということでございます。

以上が、一部でも官民競争入札等をやってもいいとおっしゃっていた府省でございます。

(2) 官民競争入札等導入の提案のなかった府省に書いてございます総務省、法務省、農水省、国交省、防衛省については、いろいろ施設があるわけでございますが、基本的には官民競争入札等の導入は難しいということをおっしゃっているところでございます。ひとつひとつの御説明は省略させていただきますけれども、去年と大体同じようなことが書いてあるというところでございます。

資料の下の方に「提案しない主な理由」ということで書かせていただきましたが、規模が小さいので官民競争入札等という形でやるとむしろコストアップになるのではないかと、特殊機関が入居しているため民間ビルと比べて秘匿性が高い、総合調整的な業務は官自らが行わざるを得ない、既に行っている一般競争入札で個別に発注する方がコスト安ではないか、こういったようなことをおっしゃっているわけでございます。

こういった回答が出ているというところを踏まえまして、5月末までに検討して結論を得ることが基本方針に書いてございますので、今後の対応ぶりについて、案として4. に書かせていただいております。

まず、(1) の、官民競争入札等導入の提案のあった施設、検討してもいいというところも含まれるのですが、こちらにつきましては、先ほど申し上げたとおり、規模が相応のものもありますし、若干規模の小さいものもある。また、実際にやると言っている業務内容として、どこまでどういう業務を含むのかというところを引き続き精査をさせていただ

いて、提案のあったすべての施設について官民競争入札等の対象とするのか、余り小さいところは官民競争入札等ではなくても、包括的に民間委託していただくとか、例えば、規模は小さい施設でも、ある程度 23 区内でまとまっているのであれば、それらの施設をまとめて官民競争入札等を行っていただくというような可能性があるのかどうかといったところも含めて検討させていただいて、次回の基本方針の改定に盛り込めるのかどうかというところを調整させていただきたいと思っております。

2 つ目の○でございますが、導入を検討するということは、直ちに対象とするということは難しいものもあるのかもしれませんが、今後永田町合同庁舎、研修教育施設、こういったところで入札が行われた効果なども見ついただと思うのですが、引き続きこの検討状況、スケジュールをフォローアップさせていただいて、必要が生じた場合は、分科会においてもヒアリングを行っていただくというような対応も行つてはどうかということでございます。

(2) の方は、特に今後の対応を検討していかななくてはいけないのですが、導入の提案のなかった施設について申し上げさせていただきます。一部の施設については、例えば、内閣府の本府は、去年の中ごろに P F I 方式で建て替えをすることが決まったとか、文科省の本省施設は既に P F I で包括的に委託をしているというようなところがあります。また、法務省でございますけれども、本省の入居している中央合同庁舎 6 号館というのは裁判所と共同名義で契約をしているということがありまして、裁判所はこの法律の対象外になりますので実質的に難しいですとか、農水省の方で申し上げますと、分室とか倉庫とか、小さい施設もありまして、こういう小さい施設は官民競争入札等の対象とまでしなくてもいいのではないかと、既に移転が決定しているとか、廃止をするとか、別途の改革も行われているところでございます。こういったものについては、ある程度、官民競争入札等を導入しない理由に妥当性が認められるところもあることは事実でございます。

ただ、主に規模の大きい中央合同庁舎などについては、機密性が高いとかおっしゃっているわけでございますが、内閣府・外務省・経産省といった一部の府省では、そういうこともありつつも検討を引き続き行つておっしゃっていることから、前々から委員の先生方にもおっしゃっていただいておりますが、機密性を理由に官民競争入札等ができないというのはちょっと説得的ではないなというところでございます。したがいまして、5 月末で結論を得るということでございますが、こういった施設については、各府省に検討を引き続き要請していくことが適切ではないかというふうに考えております。

ただ、現段階において横並びで各府省を呼んで分科会でヒアリングを行つても、恐らくは空中戦といいますか、議論は平行線になってしまうのかなというふうに考えておりまして、まずは事務局ヒアリングなどを進めまして、どうしても一度呼び出してというようなときはヒアリングを行うなどという対応を行うのかなというふうに思っております。

引き続き事務局内でも議論をして、かつ今後行われる研修教育施設や永田町合同庁舎の入札のプロセスで、実施要項を作っていく中でこういう形で機密性などを担保すればよい

のではないかということなどが整理され、コスト面も含め実際にメリットが出るのが実証されれば、各府省も更に検討しなければいけないということになるかと思しますので、こういった状況を見ながら、引き続き検討を各府省に検討を要請していくということで、今回、5月末の時点では結論とさせていただければなというふうに考えているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○小幡主査 ありがとうございます。今、一般庁舎の管理・運營業務についての各府省の検討状況の説明がございましたが、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

○岡本専門委員 外務省の本省と経産省の本省が、いつかはともかくとして、前向きに検討するということであれば、それ以外の省庁の入っているビルができないという理由にはならないので、これは戦略的にどんどん突っ込んでやっていただくということなのでしょう。外務省や経産省が決まれば、あとは全部動くかなと思います。

○事務局 恐らくそういうことになろうかと思っていて、検討するとおっしゃっていただいている府省も、秘匿性なり、引っかかっているところはあるということではありますけれども、どうすればこの不安が解消されてできるのかというところを、もう少し具体的な業務内容まで下りて相談をした上で、官民競争入札等を実現していくというのが近道で、早目にこの辺りの検討をお願いしていくということだと思っています。

○内山専門委員 結局、セキュリティというのが一番の理由として挙げられていて、財務省もそうです。首相官邸は確かにそうかもしれません。

○岡本専門委員 首相官邸ができるなら、全部できる。首相官邸を攻めるというのも手かもしれないなと思って見ているのです。

○内山専門委員 セキュリティというのもお題目になってしまっています。確かに基本方針にもセキュリティの確保等と入っているから、そうなのでしょうけれども、もうちょっと具体論で詰めていくと、それが空虚なお題目であるというのがわかると思います。いかに民間事業者が民間のビルで高いセキュリティを保持しているかという具体的なデータを突きつけて、これだけやっているのだから、逆におたくの今の状況の方が悪いのではないかぐらいのことは言って詰めていく。具体的なデータで詰めれば、かなり詰められると思うのです。大変ですけれども、それをやっていただくということですかね。

○岡本専門委員 例えば、総務省の合同庁舎は警察庁が入っています。ああいうところに警察庁を入れておくこと自体が国としてどうなのかという議論もある気がするのです。本当にセキュリティだとか治安という問題があるとする、ああいうところの一角に警察庁を入れておくこと自体が問題のような気がする。財務省の中にも機密情報を扱う部署が地下にあります。ああいうところが本省でやると言っていたら、内山先生がおっしゃったように、こういうことができるかどうかかわからないけれども、財務省が扱う機密と警察庁の機密はどういうふうに考えているのかという議論がなってくると、どこにどういうふうな

施設を入れるか、もう少し議論ができるような気がするのです。理由がわかれば、確かにそこで民間というのはないような気がします。財務省が書いていらっしゃるように、要人の出入りが多いと書かれてしまうと、これは全く理由にならない。

○内山専門委員 民間の人は要人ではないのか、経団連会長は要人ではないのかということになってしまいます。

○小幡主査 財務省の「要人の出入りが多く」というのは、どこか一つの省ができるといえば、もう崩れる話で、経産省と外務省の庁舎には要人がいないのかという話になる。

○岡本専門委員 警察とか防災とか、国が本来やらなければいけない業務をばらばらの拠点に入れておくこと自体が余りよくないのかなという気もしてきますし、それは今回の議論とは関係ないのかもしれませんが、そういう見方から、どういうところにどういう部署を入れておくか、必要ないところはどんどん出していくという議論になっていけば、もう少しダイナミックな議論かなという気はします。

財務省本省は2つビルがあるところですね。

○事務局 そうです。本省と4号館は渡り廊下でつながっています。

○岡本専門委員 裏にある方ですか。

○事務局 はい。

○小幡主査 委員限りで配布されている資料として施設の一覧があり、「官民競争入札等の対象としない理由の妥当性」というところに「×」とあります。これは事務局がつけてくださったのだと思うけれども、こういうのはむしろ公表していった方がいいですね。こちらの判断として先方に打ち出していくということにもなるのです。情報公開で請求が来たら、委員限りの資料でも表に出るものですからね。

○岡本専門委員 先生がおっしゃっているのは、各省はこういう理由で回答しているということをもっと周知するということですか。

○小幡主査 こちらの判断としてということです。確かにヒアリングをやったとしても、長々、時間と労力を考えると、その割に成果は得にくいという感じはするのですが、その代わり、委員の、各省の見解に対する、「×」という妥当性についての判断がはっきり示せるかなという感じはします。理由が成り立たないというこちらの見解がはっきり示せるということです。

税関とか、ああいうところではできると言っているのですか。

○事務局 そうですね。ただ、東京港湾合同庁舎は一般的な事務所であって、恐らく税関の窓口ではありません。恐らく税関のバックオフィスの業務をやっている事務庁舎ということだと思います。結構規模は大きいです。

○小幡主査 規模は割と大きいですね。

○内山専門委員 東京港湾合同庁舎というのは、場所はどこにあるのですか。

○事務局 江東区にあります。それ以上の情報はありません。

○内山専門委員 厚労省の上石神井庁舎というのは何が入っているのですか。

○事務局 これも一般的な事務庁舎のようです。

○小幡主査 文科省の国立教育政策研究所は小規模過ぎますか。

○事務局 簡易版の民間競争入札を導入するという話もありますが、その対象の中に入ってきてしまうような小さな事業規模なものなので、こうやって御提案いただいていること自体は、それはそれでいいことなのですが、実際に官民競争入札等の対象とすべきかいうところは、各省とももう少し相談をしたいと思っています。国税も恐らく同様に、税務署1件ずつが入札単位に、という話になるとちょっとあれです。

○小幡主査 大手町合同庁舎3号館は国税だけの庁舎ですか。

○事務局 東京国税局が入っています。まさに東京国税局ということなので、若干推測も入りますけれども、機密情報が恐らくあるわけです。なので、こういうところができるということになれば、多分、程度の差はあるのですが、ほかのところ、どこまで機密性があることができる、できないというメルクマールも余りはっきりしないところもありますので、1つ、東京国税局のようなところもできるのですよということは各府省には言えるかもしれません。

○小幡主査 まずは、やれそうだと本省で言っていたところに頑張って進めていただくということですね。問題の、提案のなかった、できないと言ってきた府省に対しては、できると言っている府省もあるのだから、できない理由がないでしょうというふうに言っていたくしかないわけです。分科会を開いたところ、委員の方からは、できない理由はないはずだということだったのでというふうに、更に事務局に言っていたくということです。

○事務局 まだ文面上で回答をいただいているだけの状態であつたりもしますので、各府省に対し、本日を含めいろいろ御発言いただいた内容を伝えるとともに、実際どこまでだったらできて、どこはできないのかとか、そういう詳細についてももう少し聞いてみて、検討をお願いするということにさせていただければと思っております。

○小幡主査 災害時の緊急事態に対応するためなどは、マニュアルにしておけばよいことであって、理由になりませんね。

どのような返答がくるか予想するのは、なかなか難しかったのですが、できると言ってくれているところもあるので、そこを進めていただいて、要人が来るとかいう話も含めて、施設としてはみんなほぼ同様なもので、更にプッシュをしていただくということによろしいですか。

それから、やれそうだという検討中の府省には、引き続き時間的にも頑張ってやっていただけるような形で、また事務局の方からプッシュしていただくということになろうかと思えます。時間的にはまだまだ先という感じなのですか。それとも、程なくできるようになるという感じですか。

○事務局 外務省は、研修教育施設の入札、予定では今年中に実施されると思うのですがけれども、こちらの進捗、コストを含め効果が出たのかとか、まさに機密の部分について、

実施要項でどういう規定をしたのかとか、あとは、我々は直接見られませんが、民間事業者の応札があれば、提案内容を実際に目の当たりにされるわけなのでそういったところを見ながら検討したいということをおっしゃっているのだと思うので、今から1～2か月のうちに、ということでは恐らくないと思います。

もう一つ、経産省に関して申し上げますと、まさに仕様の変更とか、いろいろ検討されているところであって、実際の回答の中にも書いてあるのですが、来年の前半くらいまでは、ちょっと難しいという話をしているので、若干息の長い話にはなってしまうのです。ただ、そうは言っても、そういう仕様の変更などをしながら、平行して官民競争入札等導入の検討を進めていくということは恐らくできると思うので、仕様の変更なりが終わってすぐできるのかどうかとか、こういうところも含めて、おっしゃったとおり、時間的なところを少し詰めてお願いできないかどうかということは話していきたいと思っています。○小幡主査 ですから、官民競争入札等ができないといった府省に対しては、できるといった府省もあるということを明確に言っていただいて交渉していただくということでしょうか。

それでは、この内容で、特に各府省の回答を踏まえた対応というところがございますが、これで特に御異存がないということであれば、これで了承ということにしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○小幡主査 それでは、分科会として、これで異議はないということで、各委員からの意見もございましたので、事務局の方では、それを踏まえながら、更に検討を進めていきたいと思っています。

それでは、分科会としては、そろそろ時間になりましたので、これで終了ということにいたしたいと思っています。今後の作業は、とりあえず事務局の対応を見ながら、もし必要になればヒアリングもする可能性があるということでやっていただきたいと思います。

それでは「施設・研修等分科会」をこれで終了といたします。ありがとうございました。